

### 特記仕様書 3

以下の要件を満たすドライブレコーダーを装着すること。

- 車両の前方（水平方向 100° 以上、垂直方向 60° 以上）を映像記録として残すことが可能であること。
- 映像は、交通事故発生の際の証拠として十分な画質で撮影でき、また閲覧できること。
- 日付及び時刻を記録可能なものであること。
- 音声録音可能なものであること。
- 車両エンジンの始動と連動で作動開始し、エンジンを切ることで作動終了すること。
- 始動中は常時録画タイプのものであり、記録媒体一枚でHD撮影モードにて12時間以上継続録画可能なものであること。
- LED信号機と同調しない fps で撮影可能であること。
- 記録媒体は、SDカード等のレコーダー本体から容易に取り外し可能なものであること。
- 記録媒体をパソコン（Windows10Pro 及び 11Pro）に差し込むことにより、映像記録の閲覧が可能であること。なお、閲覧用ソフトが必要な場合は、これもセットで納品すること。
- 映像記録を外部提供する場合を想定し、記録データについて必要な部分のみ加工により切り取りできるもの、もしくは最初から数分単位での個別ファイルとして映像記録が保存されるものであること。
- パスワード設定が可能であり、レコーダー本体においても記録媒体を差し込んだパソコン等においても映像記録を閲覧するためにパスワード入力が必要であること。
- パスワードは自由に変更可能なものであること。
- 記録媒体やレコーダー取付用具等の消耗品については、乙の負担によるものとする。